

## 東海市告示第4号

東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月30日

東海市長 花田勝重

### 東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱の一部を改正する要綱

東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱（令和5年東海市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「共に市職員の面前において」を削り、「宣誓をしようとする者の双方の立会いの下で宣誓書」を「これ」に改め、同条第4項中「提示」の次に「又は当該書類の写しの提出」を加え、同項第4号中「又は登録証明書」を「、登録証明書」に、「宣誓対象者」を「者」に改める。

第4条の2第1項中「共に市職員の面前において」を削り、「申告をしようとする者の双方の立会いの下で申告書」を「これ」に改め、同条第3項中「前条第3項及び第4項」を「第4条第3項及び第4項並びに前条」に、「同条第3項」を「第4条第3項」に、「次条第2項第2号」を「第4条の3第2項第2号」に、「同条第4項中「宣誓をしようとする者」とあるのは「申告をしようとする者」を「同条第4項及び前条第1項中「宣誓」とあるのは「申告」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条の3第3項において読み替えて準用する前項」と、「宣誓」とあるのは「申告」と、「同条第4項」とあるのは「前条第4項」に改め、同条を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

（オンライン宣誓）

第4条の2 市長は、宣誓をしようとする者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による宣誓を希望する場合は、

当該方法による宣誓をすることを認めることができる。

2 前条の規定は、前項に規定する方法による宣誓について準用する。この場合において同条第4項中「の提示又は当該書類の写しの提出」とあるのは、「の写しの提出」と読み替えるものとする。

第5条第2項中「を、第4条第1項の規定による宣誓又は第4条の2第1項の規定による申告をするときに提示しなければ」を「の提示又は当該書類の写しの提出をしなければ」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項」の次に「(第4条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「第4条の2第1項」を「第4条の3第1項」に改める。

第7条第1項中「宣誓書等」を「宣誓書」に改め、「第4条第2項」の次に「(第4条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「当該書類」を「これらの書類」に改める。

第8条第1項中「申立てる」を「申し立てる」に改め、同条第3項中「規定により」を「規定による」に改める。

第9条第1項中「前条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第1項中「第4条」の次に「(第4条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。